

市第77号議案

市営住宅及び共同施設並びに改良住宅及び地区施設の指
定管理者の指定の変更

次のように市営住宅及び共同施設並びに改良住宅及び地区施設の
指定管理者の指定の一部を変更する。

令和 6 年 12 月 6 日 提出

横浜市長 山 中 竹 春

市営住宅及び共同施設並びに改良住宅及び地区施設の指定管理者
の指定（令和 5 年 12 月 20 日 議決）の表のうち、西区、中区、南区及
び保土ヶ谷区内に存する市営住宅及び共同施設並びに改良住宅及び
地区施設の項及び磯子区、金沢区及び栄区内に存する市営住宅及び
共同施設並びに改良住宅及び地区施設の項について次のように変更
する。

（上段 変更案）
（下段 現行）

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
西区、中区、南区及び保土ヶ谷区内に存する市営住宅及び共同施設並びに改良住宅等及び地区施設	同 （東京都世田谷区用賀 4 丁目 10 番 1 号）	同 （株式会社東急コミュニティー 代表取締役社長 木村 昌平）	同 （令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで）

磯子区、金沢区 及び栄区内に存 する市営住宅及 び共同施設並び に改良住宅等及 改良住宅 及び地区施設	同 〔中区真砂町 2 丁 目 22 番地〕	同 〔一般社団法人かながわ土地建 物保全協会 会長 菅 家 龍 一〕	同 〔令和 6 年 4 月 1 日か ら令和 11 年 3 月 31 日 まで〕
---	-----------------------------	---	---

提 案 理 由

指定管理者が管理する市営住宅等を変更したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により提案する。

参 考

地方自治法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 （第 1 項から第 5 項まで省略）

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（第 7 項から第 11 項まで省略）